

医療技術の進展等を考慮して、以下のように改正しました。

### (1) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節について

人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節については、その可動域が健側の可動域の1/2以下に制限されたものを第8級の6(「関節の用を廃したもの」とし、それ以外については第10級の9(「関節の機能に著しい障害を残すもの」と認定することとしました。

### (2) 長管骨のゆ合不全(偽関節)について

長管骨のゆ合不全<sup>※3</sup>については、従来、それが生じた箇所により一律に等級を認定していましたが、長管骨の保持性・支持性への影響の程度を踏まえ、硬性補装具を必要とする程度に応じて、下表のとおり認定することとしました。

※3 「ゆ合不全」…ここでは、カパンジー法による尺骨の一部離断等を含め骨折等による骨のゆ合機転が止まって異常可動を示すものをいいます。

ゆ合不全の生じた箇所	硬性補装具を必要とする程度	等級
上腕骨の骨幹部等 <sup>※4</sup>	常に硬性補装具を必要とするもの	第7級の9
	上記以外のもの	第8級の8
橈骨及び尺骨の骨幹部等	常に硬性補装具を必要とするもの	第7級の9
	上記以外のもの	第8級の8
橈骨及び尺骨の骨幹部等	時々硬性補装具を必要とするもの	第8級の8
	通常硬性補装具を必要としないもの	第12級の8
上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部	(必要性を問わない)	第12級の8

※4 「骨幹部等」…骨幹部及び骨幹部部をいいます。